平成27年度から、多面的機能支払が、法律に基づいた制度となります。

- 〇 平成26年6月に、<u>多面的機能支払</u>、<u>中山間地域等直接支払</u>、<u>環境保全型農業直接支援</u>を法制化するための「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、来年4月に施行されることとなりました。
- 〇 これに伴い、今年度から始まった多面的機能支払は、来年度から<u>法律</u> に基づく安定的な制度となります。

【平成27年度からの主な変更点】

1 計画制度

活動組織は事業計画を作成して市町村の認定を受け、それに基づいて活動に取り組むこととなります。

- 〇 中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援 と併せて計画を策定することが可能となり、<u>各施策を</u> 組み合わせて、計画的に取組を進めることができます。
- O 現行の活動計画書を活用できるようにして、事務負 担の軽減に努めます。

② 交付ルート

国→都道府県→市町村→活動組織となります。

- これまで3施策でそれぞれ異なっていた<u>交付ルート</u>が1本化されます。
- O <u>地域協議会を、都道府県、市町村、活動組織の事務</u> 等を支援する組織として位置付けることを検討中です。

農林水産省

多面的機能支払の法制化に関するQ&A

※ 今後、関係者のご意見を伺いながら、詳細な内容を検討してまいります。

Q1 申請の方法は、平成27年度から変わりますか?

- A 1 これまで活動組織には、地域協議会から交付金が交付されましたが、 平成27年度からは、市町村から交付金が交付されることになります。
 - 2 このため、交付申請等の申請書類については、活動組織から市町村に提出して頂くことになります。
 - 3 この申請手続については、地域協議会が支援する仕組みを検討しています。

Q2 現在の活動計画書は、どのように取り扱われますか?

- A 1 活動計画書は、法に基づく事業計画書として、市町村の認定等の手続をとって頂く必要があります。
 - 2 具体的な手続は現在検討中ですが、法制度へスムーズに移行できるよう、できる限り簡素化する予定です。

Q3 地域協議会は、どのような位置付けとなりますか?

- A 1 地域協議会を、都道府県、市町村、活動組織を支援する組織として 位置付け、本施策が円滑に推進される仕組みとしていきたいと考えて います。
 - 2 具体的には、交付・申請事務、活動組織に対する指導・助言、普及・浸透活動(説明会等)の実施等を支援する組織とすることを検討しています。

Q4 今後のスケジュールはどうなりますか?

- A 1 法が施行される平成27年4月以降、国が基本指針を定め、それに即して、都道府県、市町村、活動組織が、基本方針、促進計画、事業計画等を定めることとなります。
 - 2 農林水産省としては、法に基づく制度に円滑に移行できるよう、基本指針の案を作成するとともに、基本方針等のひな形をお示しすることとしています。
 - 3 来年度速やかに活動に取り組めるよう、平成26年度内に準備作業を 進めて頂きたいと考えています。

【お問合せ先】

中国四国農政局 農地整備課 農地・水保全管理室 (電話) 086-224-4511 (内線2671) 農林水産省 農村振興局 農地資源課 農地・水保全管理室